

横浜市第 29 回 5 年公募公債

発 行 要 項

1. 発 行 者 の 名 称 横浜市 日興コーディアル証券株式会社
2. 発 行 総 額 金 100 億円 野村證券株式会社
3. 発 行 の 目 的 平成 22 年度借換資金 みずほインベスターズ証券株式会社
4. 各 公 債 の 金 額 100 万円 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
5. 振 替 法 の 適 用 本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の適用を受けるものとし、本公債証券は発行しない。
16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構
6. 利 率 年 0.51 パーセント
17. 発行代理人及び支払代理人 第 16 項の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
7. 発 行 価 額 額面 100 円につき金 99 円 96 銭
18. 元利金支払に関する手数料 横浜市が本公債の債権者に対する元利金支払を行った者に対して支払う手数料は以下の通りとする。
8. 償 還 金 額 額面 100 円につき金 100 円
- 元金支払の場合 支払元金金額の 10,000 分の 0.07875
（うち消費税及び地方消費税相当額 10,000 分の 0.00375）
9. 償還の方法及び期限
- (1) 本公債の元金は、平成 27 年 5 月 25 日にその全額を償還する。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。
- (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
- 利息支払の場合 支払利息の対象となる元金金額の 10,000 分の 0.07875
（うち消費税及び地方消費税相当額 10,000 分の 0.00375）
10. 利息支払の方法及び期限 10,000 分の 0.00375
- (1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 22 年 11 月 25 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 5 月 25 日及び 11 月 25 日の 2 回に各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割でこれを計算する。
- (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。
- (3) 償還期日後は、利息をつけない。
11. 申 込 期 日 平成 22 年 5 月 14 日
12. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払 込 期 日 平成 22 年 5 月 25 日
14. 募 集 の 受 託 会 社 株式会社三菱東京UFJ銀行
15. 引受並びに募集取扱会社 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
（代表、事務幹事）
みずほ証券株式会社（代表）
ゴールドマン・サックス証券株式会社
19. 新 証 券 コ ー ド JP2141001A53

以 上